

会社名: 株式会社 ホリケン		承認	承認	承認	承認	承認	承認
第140回 ホリケン合同勉強会兼安全衛生協議会 議事録							
実施年月日	2024年2月2日	議事録作成者			山崎 雄貴		
責任者	堀 峰也	出席者			別紙参照		
1	インボイス制度導入後の経費精算についてわかりやすく解説 (20分)	2	2024年(令和6年)に施行される法改正 ~ 労働法関連の改正 ~ (20分)				
<p>インボイス制度とは消費税の仕入税額控除の方式のことです。正式名称を「適格請求書等保存方式」といい、要件を満たした適格請求書(インボイス)の保存により仕入税額控除が受けられます。</p> <p>言い換えれば、2023年10月1日のインボイス制度導入後はインボイスがないと、仕入税額控除が受けられないということです。</p> <p>なお、インボイスは売り手・買い手、双方に適用され影響があります。</p>		<p>1. 労働安全衛生規則改正(2024年4月1日施行)</p> <p>化学物質管理者の選任の義務化</p> <p>「化学物質管理者」とは、事業場における化学物質の管理に係る技術的事項を管理する担当で、従来はガイドラインによって位置づけられていました。</p> <p>労働安全衛生規則の改正により、2024年4月1日以降は、リスクアセスメント対象物を扱う全ての事業場において化学物質管理者の選任が義務付けられます。</p>					
<p>領収書がインボイスに該当するか・しないかの判断が必要</p> <p>インボイス制度導入後の経費精算では、領収書がインボイスに該当するか確認が必要です。インボイスであれば仕入税額控除を受けられます。</p> <p>しかし、免税事業者の発行する請求書は仕入税額控除を受けられません。</p> <p>そのため、システム上では消費税の区分以外に、インボイスの該当・非該当の区別も必要です。システム上の税区分が正しいかだけでなく、添付されている領収書が本当にインボイスかどうか、二重に確認しなければいけません。</p>		<p>2. 改善基準告示改正(2024年4月1日施行)</p> <p>特定業種における労働時間の上限規制の見直し</p> <p>2024年4月1日より改正改善基準告示が施行され、ドライバーの労働時間に関する規制が厳格化されます。具体的には、ドライバーの拘束時間の上限が短縮されるほか、勤務間インターバルの確保などが求められます。</p>					
<p>税込3万円未満の取引もインボイスが必要</p> <p>現行制度では仕入額が税込3万円未満の場合、領収書ではなく、必要事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除を受けられます。</p> <p>しかし、インボイス制度では上記の特例が廃止されるため、3万円未満の取引であっても、インボイスの保管が必要です。</p>		<p>3. 厚生年金保険法・健康保険法改正(2024年10月1日施行)</p> <p>51人以上の事業所で短時間労働者が社会保険の適用対象に</p> <p>2024年10月1日以降は、短時間労働者を除く被保険者の総数が常時50人を超える(51人以上の)事業所が特定適用事業所とされ、その範囲が大幅に拡大されます。</p>					
		3	動画視聴 (5分)				
			インボイス制度				

参加者氏名は、個人情報につき非表示とさせていただきます。

出席者名簿

実施年月日	2024年2月2日
実施会社名	株式会社 ホリケン
責任者	堀 峰也
議事録作成者	山崎 雄貴

NO.	会社名	参加者名
1	[Redacted]	[Redacted]
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

NO.	会社名	参加者名
31	[Redacted]	[Redacted]
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		